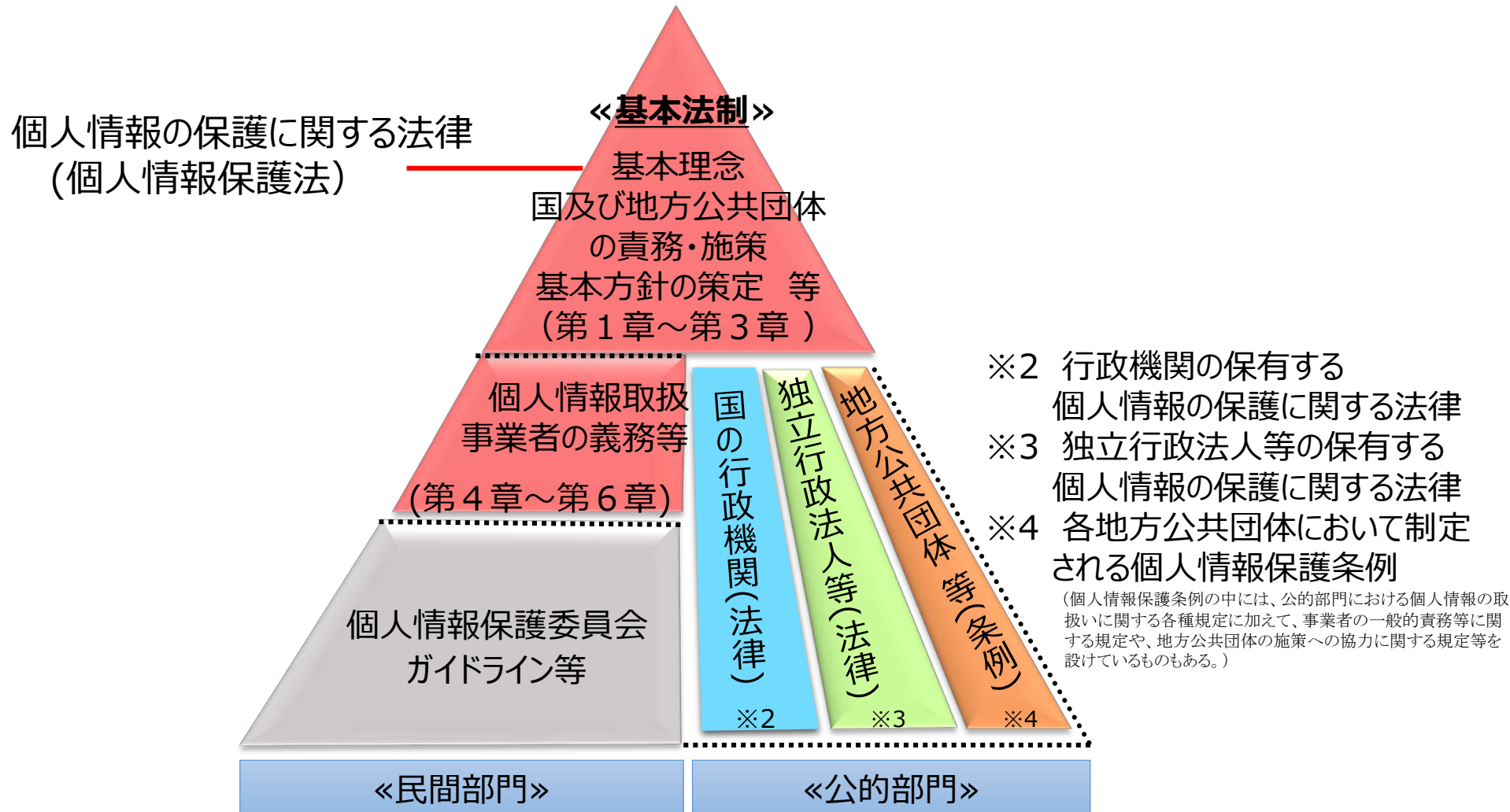




改正個人情報保護法の最新動向

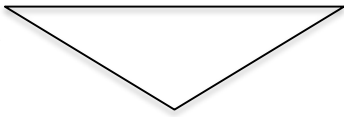
平成29年11月25日

個人情報保護委員会事務局 参事官
小川 久仁子



2003年「個人情報の保護に関する法律」成立（2005年全面施行）

環境の変化



情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

1. グレーゾーンの拡大

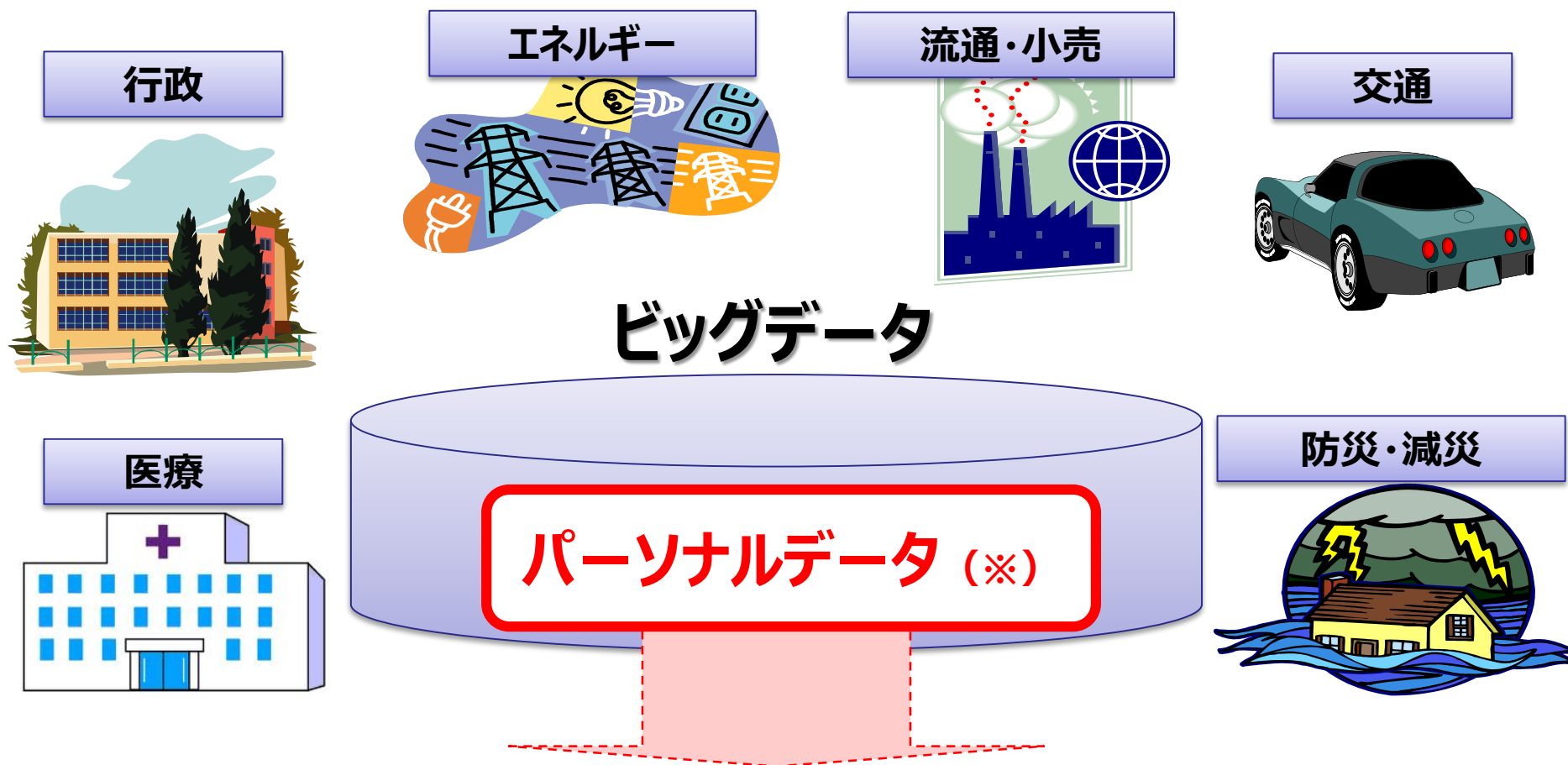
個人情報に該当するかどうかの判断が困難ないわゆる「グレーゾーン」が拡大

2. ビッグデータへの対応

パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用ができる環境の整備が必要

3. グローバル化

事業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通



**プライバシー保護にも配慮したパーソナルデータ利活用のための
データ利用環境整備が喫緊の課題**

※「ビッグデータ」のうち、特に利用価値が高いと期待されている、個人の行動・状態等に関するデータ

平成25年6月 「世界最先端IT国家創造宣言について」（閣議決定）
「**パーソナルデータに関する検討会**」設置
（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

平成25年12月 「**パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針**」発表
（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

平成26年6月 「**パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱**」
（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

平成27年3月 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」 **国会提出**

平成27年9月 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」 **成立・公布**

- 個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律
- 基本理念を定めるほか、**民間事業者の個人情報の取扱い**について規定



個人情報保護法の目的

第1条

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う**事業者の遵守すべき義務等を定める**ことにより、個人情報の**適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮**しつつ、**個人の権利利益を保護**することを目的とする。

○平成27年9月 改正個人情報保護法が成立（施行は平成29年5月30日）

●改正のポイント●

1. 個人情報保護委員会の新設

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。

2. 個人情報の定義の明確化

- ①利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化（個人識別符号）。
- ②要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得については、原則として本人同意を得ることを義務化。

3. 個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設。

4. グローバル化への対応

- ①域外適用に関する規定の新設
- ②外国執行当局への情報提供に関する規定の新設
- ③外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の新設

5. いわゆる名簿屋対策

- ①個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。（第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける。）
- ②個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象とする。

6. その他

- ①取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止。
- ②オプトアウト（※）規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。
（※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。）

沿革

- **平成26年1月1日 特定個人情報保護委員会 設置**
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第36条)
- **平成28年1月1日 個人情報保護委員会 設置**
(特定個人情報保護委員会から改組)
(個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律第1条及び第4条)

所掌事務

(平成29年6月時点)

- (1) マイナンバー制度に関する事務(監視・監督、特定個人情報保護評価)
- (2) 個人情報保護法に関する事務、監視・監督(個人情報保護法を所管)
- (3) 上記(1)、(2)に共通する事務(広報・啓発、国際協力等)

組織

- 委員長1名・委員8名(合計9名)の合議制(行政委員会)
- 委員長・委員は独立して職権を行使(任期5年)
- 委員会事務局の職員数: 126名(平成29年10月現在)

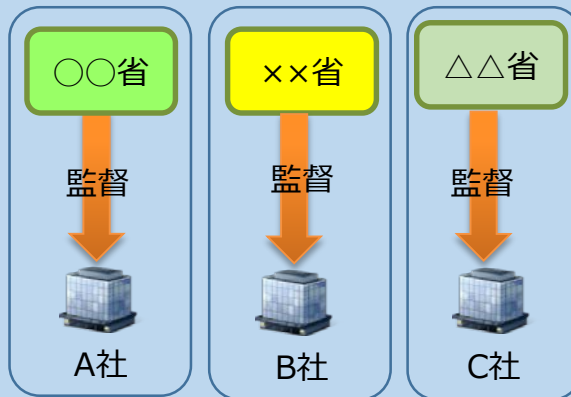


- 主務大臣が有している監督権限を改正法の全面施行時に個人情報保護委員会へ一元化
- 事業者に対して、必要に応じて報告を求めたり立入検査を行うことができる。
また、実態に応じて、指導・助言、勧告・命令を行うことができる。

民間事業者の監督体制

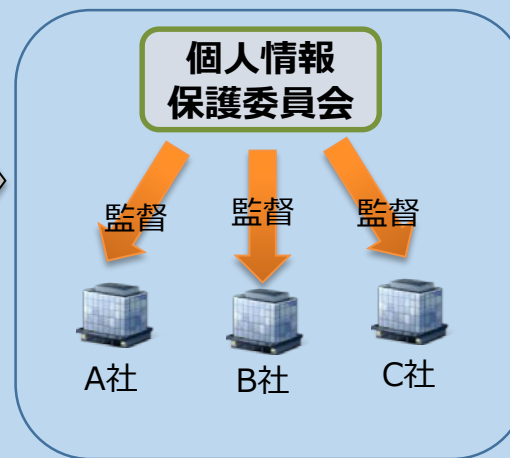
公的機関の監督体制*

改正前（主務大臣制）



重疊的な監督、所管省庁が不明確
といった課題

改正法の全面施行後



一元的な監督体制

行政機関個人情報保護法
(対象：国の行政機関)

独立行政法人
個人情報保護法
(対象：独立行政法人等)

個人情報保護条例
(対象：地方公共団体等)

※公的機関の監督体制は、
個人情報保護法の改正前後
で変更はない。

1. 個人識別符号

- 個人情報の定義として、以下の情報が対象となることを明確化
 - ・ 身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号（顔認識データ、指紋認識データ）
 - ・ 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号（旅券番号、運転免許証番号、マイナンバー）

○政令・委員会規則で以下の番号・符号を個人識別符号と規定。

- ① DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋を電子計算機のために変換した符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの
- ② 公的な番号（旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の被保険者番号等）



顔認識データ



指紋認識
データ



旅券番号



運転免許証番号



マイナンバー

2. 要配慮個人情報の規定の新設

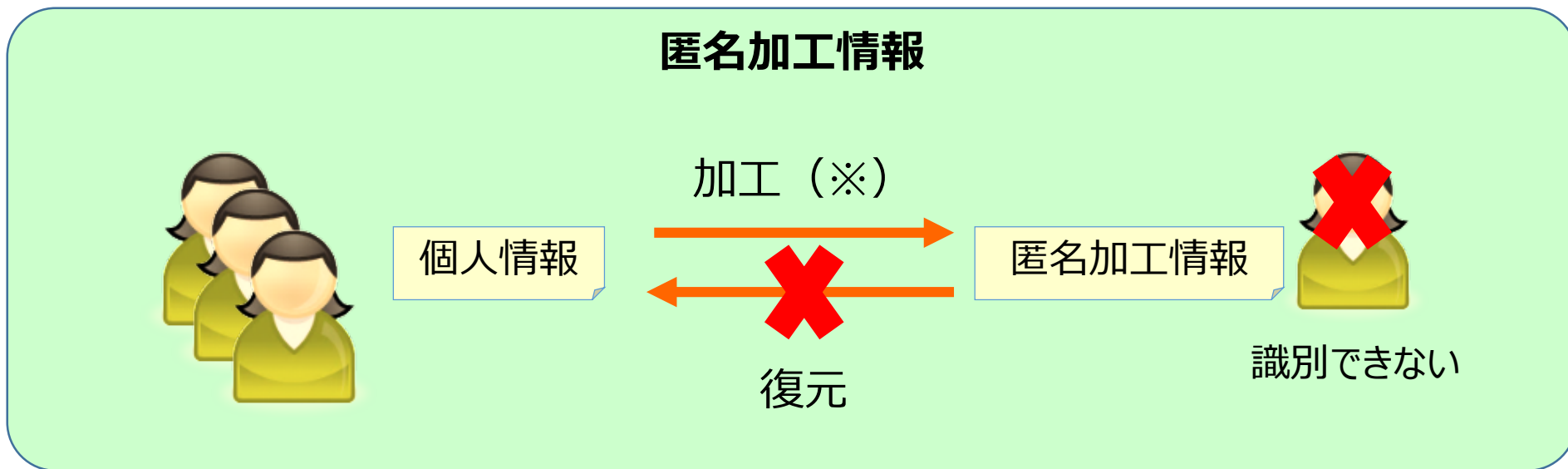
- 次のいずれかに該当する情報を「要配慮個人情報」とし、取得について、原則として本人の同意を得ることを義務化。
 - ・人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報
 - ・その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの

○政令で以下の記述等を含む個人情報を要配慮個人情報と規定。

- ・身体障害・知的障害・精神障害等があること
- ・健康診断その他の検査の結果（遺伝子検査の結果を含む）
- ・保健指導、診療・調剤情報
- ・本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
- ・本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

3. 匿名加工情報の規定の新設

匿名加工情報(特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進



※匿名加工情報の作成に関する基準 (個人情報保護委員会規則に明記)

- ① **特定の個人を識別することができる記述等 (例: 氏名) の全部又は一部を削除** (置換を含む。以下同じ。) すること
- ② **個人識別符号 (例: マイナンバー、運転免許証番号) の全部を削除** すること
- ③ **個人情報と他の情報とを連結する符号 (例: 委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID) を削除** すること
- ④ **特異な記述等 (例: 年齢116歳) を削除** すること
- ⑤ 上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の性質を勘案し、適切な措置を講ずること

匿名加工情報を作成するためには、個人情報保護委員会が定めた匿名加工情報の作成に関する基準に従って、適切な加工を行う必要（委員会が定める基準は最低限の加工方法）。

データの特性やビジネスの形態などを踏まえた具体的な加工方法については認定個人情報保護団体や業界団体などの自主ルールにおいて適切に定められることを期待

① 特定の個人を識別することができる記述等の削除

氏名、住所、生年月日、性別など特定の個人を識別できる記述等から全部又はその一部を削除又は他の記述等に置き換え

② 個人識別符号の削除

個人識別符号(顔認証データ、指紋認証データ、マイナンバー、運転免許証番号等)の全部を削除又は他の記述等へ置き換え

③ 情報を相互に連結する符号の削除

安全管理の観点から取得した個人情報を分散管理等しようとするために付される管理用ID(電話番号やメールアドレスをIDとして利用する場合を含む)の削除又は他の符号への置き換え

④ 特異な記述等の削除

珍しい事実に関する記述等又は他の個人と著しい差異が認められる記述(例:年齢116歳)等を削除又は他の記述等へ置き換え

※「特異な記述等」とは、特異であるがために特定の個人を識別できる記述等

⑤ 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置

①～④の加工を施した上でも、個人情報データベース等の性質により、特定の個人を識別することが可能である状態あるいは元の個人情報を復元できる状態である場合にはさらに加工が必要

※ガイドラインにおける事例: 自宅や職場が特定できる移動履歴、購入者が極めて限定されている商品の購買履歴、当該個人情報データベースの中における差異

4. グローバル化への対応

(1) 域外適用に関する規定

- ✓ 日本にある者に対する物品、サービスの提供に関連して、個人情報を取得した外国にある個人情報取扱事業者にも個人情報保護法が適用される（法75条）

(2) 外国執行当局への必要な情報提供に関する規定

- ✓ 外国の事業者が日本にある者の個人情報を不適切に取り扱った場合に、外国の執行当局が外国の法令に基づく執行をすることができるよう、必要な情報提供を行うことができる（法78条）
- ✓ 国際的な執行協力の枠組みであるGPEN（グローバルプライバシー執行ネットワーク）に正式メンバーとして参加。
- ✓ 外国の執行当局との情報提供に向けた体制づくりを実施

（３）外国の第三者への個人データの提供

✓ 以下のいずれかによって、国内と同様に外国の第三者への個人データの提供が可能。

- ① 外国にある第三者へ提供することについて、本人の同意を得る。
- ② 外国にある第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している。

「規則で定める基準」：

◆ 提供を受ける者における個人データの取扱いについて、**適切かつ合理的な方法**により、個人情報保護法の趣旨に沿った**措置の実施が確保**されていること

・「適切かつ合理的な方法」の例：

委託契約やグループ企業の内規・プライバシーポリシー、提供元の個人情報取扱事業者がAPECの越境プライバシールール（CBPR）システムの認証を取得している場合等

・「個人情報保護法の趣旨に沿った措置」の具体例：

OECD、APEC等の国際的な枠組みの基準に基づいたもの

◆ 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る**国際的な枠組みに基づく認定**を受けていること

・提供先の外国にある第三者がAPECのCBPRシステムの認証を取得している場合

- ③ 外国にある第三者が個人情報保護委員会が認めた国に所在する。

- ✓ 改正個人情報保護法の全面施行に伴い、同法の監督権限が当委員会に一元化されることから、**当委員会が、全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインを定める。**

全分野共通

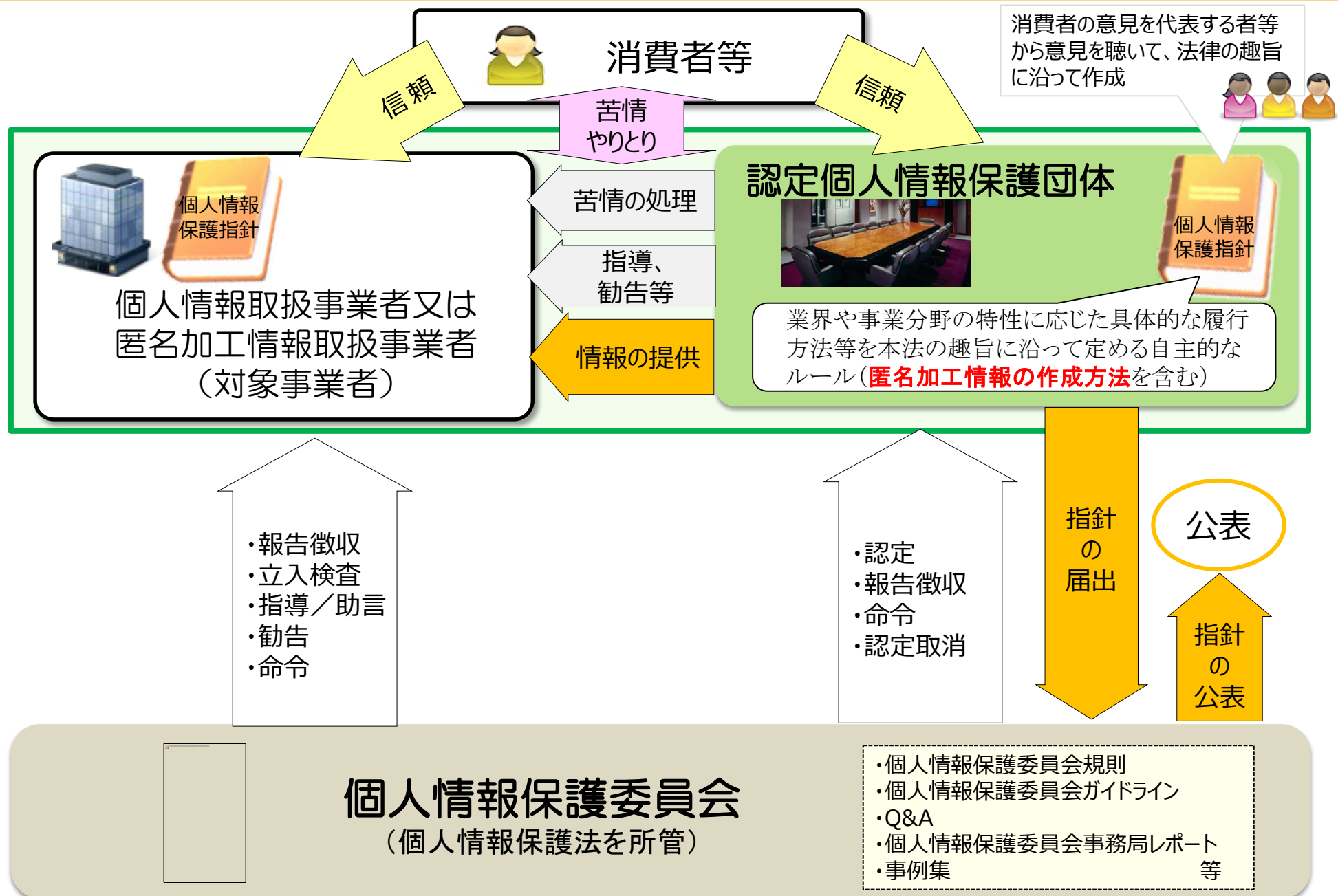
…委員会ガイドラインに一元化

- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（2016年11月30日公表）
（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、匿名加工情報編）
- 「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（2017年2月16日公表）
- 上記についてのQ&A（2017年2月16日公表）
- 匿名加工情報に関する事務局レポート（2017年2月27日公表）
「パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」

特定分野

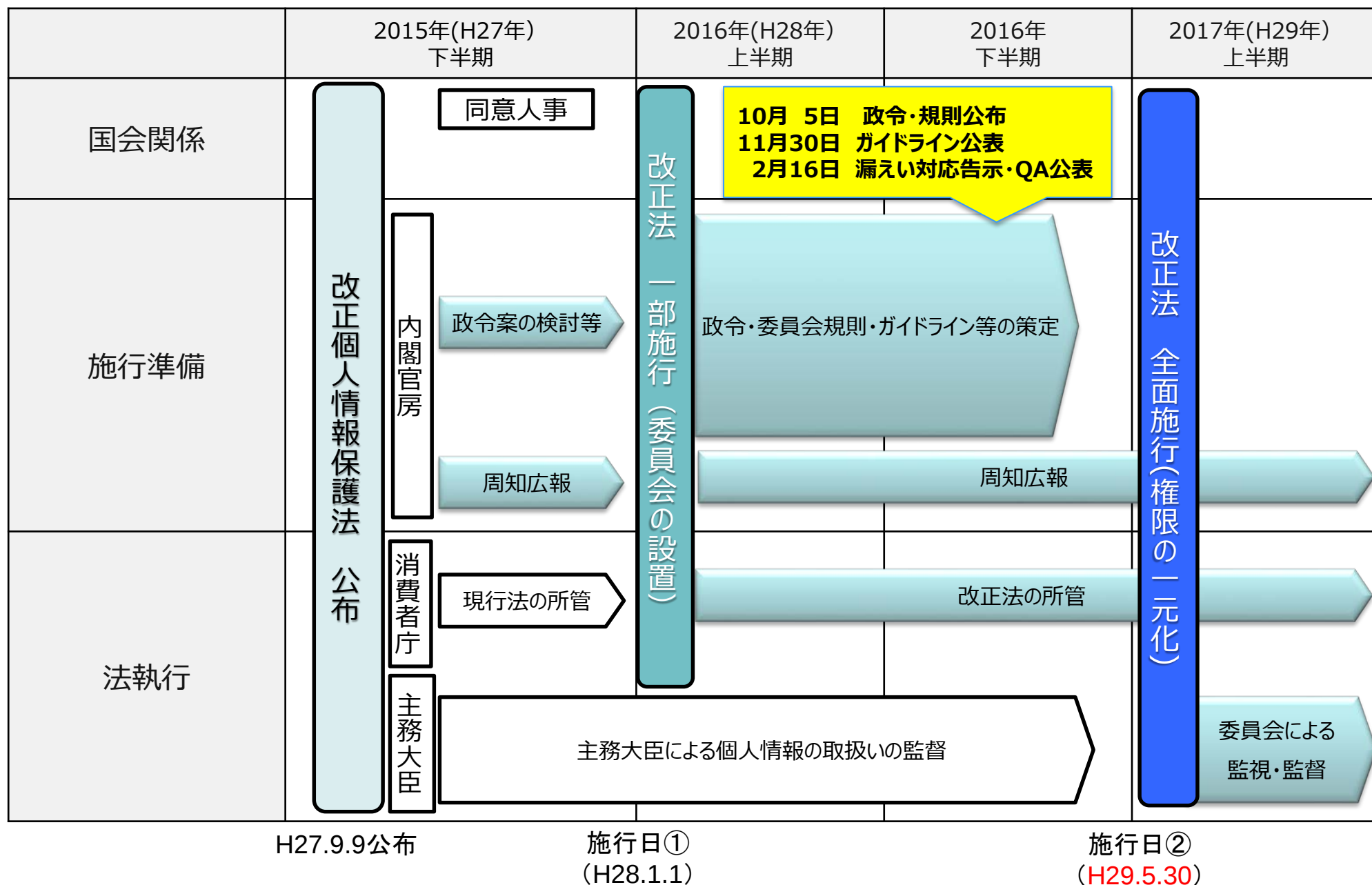
…委員会ガイドラインを基礎として、更に必要となる別途の規律・留意点を取りまとめ

- 金融関連（金融、信用、債権管理回収）
2017年2月28日公表
- 医療関連（医療・介護、健康保険組合、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会等
個人遺伝情報）
2017年3～4月公表
- 情報通信関連（電気通信、放送、郵便、信書便）
2017年4～5月公表



個人情報保護法の全面施行に係るスケジュール

17



これまでの委員会の取組

ルール等の整備

【個人情報保護法関係】

個人情報の保護と利活用のバランスを考慮したルール等の整備

- 改正個人情報保護法施行令・施行規則
- 個人情報保護法ガイドライン・Q&A
- 匿名加工情報に関する事務局レポート 等

【マイナンバー法関係】

特定個人情報の適正な取扱いを確保するためのルール等の整備

- 行政機関等に対する定期的な検査に関する委員会規則
- 地方公共団体等による定期的な報告に関する委員会規則

広報活動

- 全国で説明会を実施
- ラジオや全国地方紙の広告を用いた周知活動
- 委員会ウェブサイトへの様々なコンテンツの掲載
- マイナンバーハンドブックの作成・配布 等

国際協力関係

- 国際的な取組方針の決定
- 個人データの国際的な流通が円滑に行われる環境整備に向けた諸外国との対話・協調

平成29年度の基本的な考え方

【個人情報保護法関係】

- ・ 窓口寄せられる質問等への丁寧な対応、積極的な広報活動等を通じ、改正個人情報保護法の円滑な施行を図る。
- ・ 監督権限の一元化を踏まえ、個人情報等の適正な取扱いを確保するため、効率的かつ効果的な監督に努める。
- ・ パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を促進するための施策を推進する。

【マイナンバー法関係】

- ・ 特定個人情報の適正な取扱い及び安全管理措置等の実施状況を把握し、必要に応じて指導・助言等を行う。
- ・ マイナンバーが本格的に活用開始されることを踏まえ、更に効率的かつ効果的な監視・監督活動に取り組む。

【国際協力関係】

- ・ グローバルにプレゼンスを高め、個人データの国際的な流通が円滑に行われる環境を整備する。
- ・ 諸外国の執行機関との協力関係を構築する。

具体的な取組

総論

広報・啓発活動

委員会ウェブサイトの
利便性向上

相談窓口における対応

丁寧な説明及び対応
監督活動との連携

有益な情報発信

説明会等において
情報提供

インシデント対応

関係機関との緊密な連携

人材育成

専門的・技術的知見
を有する人材の育成

個人情報保護法関係

監督活動

- 漏えい報告受付窓口の設置
- 様々な情報を総合的に活用
- 適時適切な監督活動
- 関係機関等との連携

活用の促進

- 匿名加工情報制度等の周知
- 個人情報取扱事業者等からの活用に関する相談の受付
- 必要な情報提供

認定個人情報保護団体への支援・指導

- 情報の提供、助言等の必要な支援

マイナンバー法関係

監督活動

- 様々な情報を総合的に活用
- 報告徴収・立入検査
- 適時適切な指導・助言

監視活動

- 監視・監督システムによる監視
- 監視体制の強化

立入検査・定期報告

- 行政機関等に対する定期的な検査
- 地方公共団体等による定期的な報告
- 地方公共団体におけるシステムリスクに焦点を絞った調査

国際協力関係

米国との連携・協力

CBPRシステムの周知活動及びAPEC加盟国エコノミーとの意見交換を積極的に進めていくことについて、連携及び協力を図る。

EUとの協力対話

相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの早期実現に向けて取り組むとともに、GDPRの適用に向けたEUの動きに注視しつつ、精力的に対話を進める。
また、EU加盟国のデータ保護機関との連携を深める。

英国との対話

EU離脱後の日英間の個人データ移転について、精力的に対話を進める。
また、離脱後の英EU間の個人データ移転への影響について注視し、必要に応じて情報収集を行う。

官民データ活用推進基本法制定の背景

超少子高齢社会における諸課題の解決

データを活用した新ビジネスとイノベーションの創出
データに基づく行政・農業・医療介護・観光・金融・教育等の改革

サイバーセキュリティ基本法

データ流通における
サイバーセキュリティ強化
(平成26年制定)

①

データ流通の拡大
AI、IoT関連技術の開発・
活用促進

②

個人情報保護法

パーソナルデータを安全
に流通させるため、個人
情報を匿名加工情報に加工し、安全な形で自由に
利活用可能とする制度創設
(平成27年改正)

原則ITによる効率化等

③

生成、流通、共有、活用される
データ量の飛躍的拡大

官民データ活用推進基本法

世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成29年5月30日閣議決定）

Ⅱ-1-(3)データ利活用のルール整備【基本法第12条関係】

①分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

・個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信

- 個人情報の保護と適正な利活用をバランスよく推進するという改正個人情報保護法の趣旨の更なる浸透が必要。
- 個人情報保護委員会は、個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する事業者からの相談受付を平成29年度上半期中に開始するとともに、相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信や認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の支援等について平成29年度中に検討を行い、適切な利活用環境を継続的に整備。
- データの円滑な流通・活用を実現することにより、経済活性化や国民生活の利便性の向上等を促進。

AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ 中間とりまとめ（平成29年2月）

（3）事前相談窓口

民間企業等が個人情報保護法に関し個人情報保護委員会に対して問い合わせを行った結果や認定個人情報保護団体等において検討された結果等について整理して、問題ないビジネス形態等（ホワイト事例・ベストプラクティス等）を他者も参照できるよう、事例集のような形で公開することも有用である。

未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）

第1 ポイント II Society 5.0 に向けた横割課題 A. 価値の源泉の創出

1. データ利活用基盤の構築、徹底したデータ利活用に向けた制度整備

産業界・個人におけるデータ流通・利活用の加速化

- ・個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する民間企業等からの相談対応や、これらを踏まえた事例集の公表等のデータ利活用促進に向けた情報発信等を本年度中に開始する。

第2 具体的施策 II Society 5.0 に向けた横割課題 A. 価値の源泉の創出

1. データ利活用基盤の構築

（2）新たに講ずべき具体的施策

v) データの越境移転等

- ・本年5月の個人情報保護法等の一部を改正する法律施行等を踏まえ、個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する民間企業等からの相談対応を本年度上半期中に開始するとともに、個人情報保護に関するデータ利活用促進に向けて、相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信等について本年度中に開始し、パーソナルデータに係る適切な利活用環境を継続的に整備する。あわせて、個人情報保護委員会について、データ利活用促進と国際的なデータ流通環境の整備に必要な体制を整備する。

個人情報保護法相談ダイヤル【本年5月30日～】

個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督並びに苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関する事務をつかさどることとなるとともに、個人情報の適正かつ効果的な活用を推進するために、個人情報保護法質問ダイヤルを改組し設置。

電話番号：03－6457－9849 ※受付時間：9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く。）

行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所【本年5月30日～】

行政機関等非識別加工情報の取扱いに関する監視及び独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する監督に関する事務をつかさどることとなるため、**行政機関等非識別加工情報及び独立行政法人等非識別加工情報の提供の円滑な運用を確保するための総合的な案内所**を設置。

電話番号：03－6457－9687 ※受付時間：9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く。）

個人情報及び匿名加工情報の取扱い等に関する相談対応及び情報発信

➤ EU

- 相互の円滑な個人データの移転を実現するために、個人情報保護委員会と欧州委員会司法総局との間で対話を進めてきており、相互の制度に関しては一通り確認。

➤ 英国

- 英国のEU離脱後も日英間の相互の円滑な個人データ移転が確保されるように、英国当局（制度を所管する文化・メディア・スポーツ省及びデータ保護機関であるICO）との対話を実施。
- 英国当局からは、個人情報保護委員会と緊密な連携を進めていきたいとの申し出があり、定期的に対話を行っていくことで一致。

➤ 米国

- 米商務省とは、他国間の取決めであるAPEC越境プライバシールール（CBPR）システム（企業に対しAPEC基準を認証する仕組み）の促進を行っていくことで協力関係を構築。
- 当委員会としては、アジア諸国の加盟・国内企業の参加を促進し、EUの個人データ越境移転の制度との相互運用を展望。

✓ 平成28年7月 個人情報保護委員会が取組方針を決定

- EU（英国のEU離脱の影響についてその動向を注視。）と相互の円滑なデータ移転を図る枠組みを構築する方針を決定。自民党（10月）、経済界（12月）からも相互の自由な越境移転を求める要望あり。

✓ 平成29年1月 欧州委員会が政策文書を公表

- 十分性認定について、日本が優先国であること、及び双方向の対話であることとして言及。

✓ 欧州委員会との対話の実績

- 平成28年4月～平成29年6月 司法総局との累次の対話
- 平成29年3月 CeBITにおける個人情報保護委員会委員と欧州委員との対話
（次回の委員レベルの対話で具体的方策について議論することで一致）

✓ 平成29年 7 月 3 日 個人情報保護委員会委員と欧州委員会委員との対話

- 来年の早い時期を目標に、双方の制度に基づき相互の個人データ移転を可能とするための手続きを進めることを確認

✓ 平成29年 7 月 4 日 個人情報保護委員会が取組方針を決定

- EUから日本への円滑な個人データ移転を可能とする欧州委員会の認定に係る作業の進捗に併せて、日本からEUへの円滑な個人データ移転を可能とするためのEU加盟国の認定を行う可能性を視野に必要な手続を進めるという方針を決定

✓ 平成29年 7 月 6 日 日EU定期首脳会談における政治宣言の発出

- 上記の委員レベルの対話を評価し、来年の早い時期を目標に作業を進めることを再確認

熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメント（平成29年7月3日）

熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）は、基本的な権利として、また、デジタル・エコミーにおける消費者の信頼の重要な要素としての高水準のデータ保護の推進を視野に対話を進展させるため、2017年7月3日にブリュッセルで会談を行った。

両者は、日本及びEUのデータ保護の制度に関する相互の理解をより一層深めてきた、個人情報保護委員会事務局と欧州委員会司法総局による過去数か月間の作業を歓迎した。同作業に基づき、両者は、双方のプライバシー法制度の最近の改正によって、双方の二つの制度は、より一層類似したものになったことを認めた。これは、特に双方が十分な保護レベルを同時に見出すことを通して、相互の円滑なデータ流通をより一層促進する新しい機会を提供するものである。

以上を踏まえ、両者は、双方の制度間の類似性が強化されたことを基礎として、関連する相違点への対処等により、2018年の早い時期に、この目標を達成するための努力を強化することを決意した。

安倍晋三内閣総理大臣及びジャン＝クロード・ユンカー欧州委員会委員長による 共同宣言（平成29年7月6日）（外務省作成仮訳）

G 7 伊勢志摩サミットにおいて、我々は、情報の自由な流通は、グローバル経済及び発展を促進するための基本的な原則であり、また、デジタル経済に関わる全ての主体にとってサイバー空間への公正で平等なアクセスを確保するものであることを再確認した。

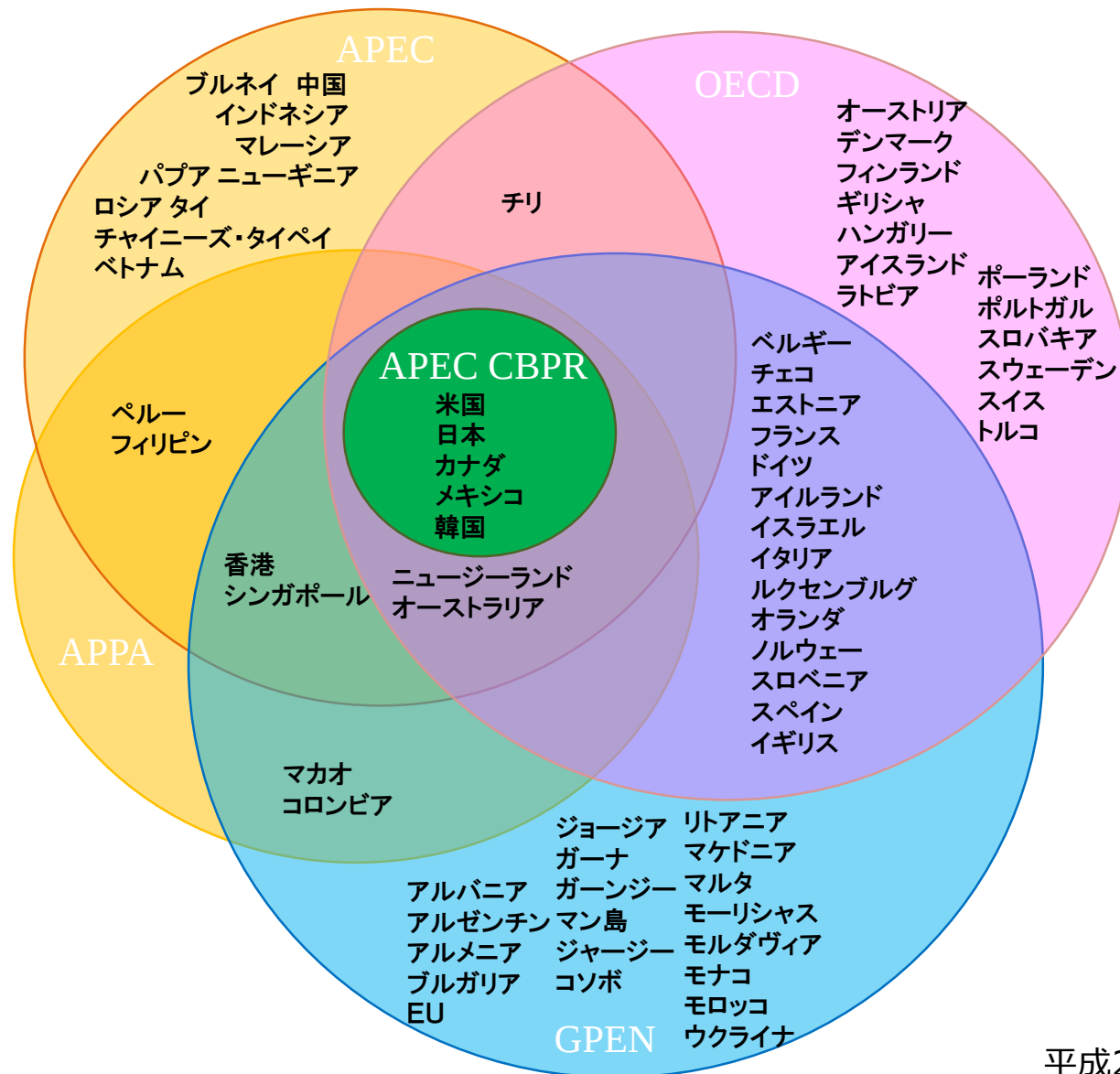
我々は、基本的な権利として、及び、デジタル経済における消費者の信頼にとっての中心的な要素として、デジタル経済の発展を導きつつ、相互のデータ流通を一層促進することにもなる高いレベルのプライバシー及び個人データの安全性を確保することの重要性を強調する。それぞれのプライバシー法制に係る最近の改革、すなわち、2018年5月25日から適用されるEU一般データ保護規則（2016年5月24日発効）及び2017年5月30日に全面施行された日本の個人情報保護法を前提に、日本及びEUは、包括的なプライバシー法制、一連の中核的な個人の権利及び独立した監督機関による執行を特に基礎とする、双方の2つの制度の収れん性を一層高めてきた。これは、双方によって十分なレベルの保護を同時に見出すこと等を通じ、データの交換を促進するための新しい機会を提供する。これを念頭に、我々は、2018年の早い時期までにこの目標を達成するための我々の努力を一層強化することに向けた我々のコミットメントを再確認する。

APEC 越境プライバシールール (CBPR) システムの推進

- CBPRシステムは、APEC参加国・地域において、事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証する仕組みであり、事業者の個人情報保護の水準を国際的に判断するための有効な仕組み。
- 改正個人情報保護法においては、外国にある第三者への個人データの提供が認められる例として、
 - ・提供先の外国の事業者がCBPRの認証を得ていること
 - ・提供元の我が国の個人情報取扱事業者がCBPRの認証を取得しており、提供先の「外国にある第三者」がCBPRの認証に基づき当該個人情報取扱事業者に代わって個人情報を取り扱う者である場合をガイドラインで示している。
- 平成28年1月には、APEC CBPRシステムの認証団体（アカウンタビリティーエージェント）として我が国で初めて一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定されており、日本はCBPRシステムのAPEC地域での普及・推進に取り組んでいる。
（注）平成28年12月には、日本のCBPR認証企業第1号が誕生したところ。

(参考) APEC 越境プライバシールール (CBPR) システム

事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。APECの参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた国がアカウンタビリティーエージェント（AA）を登録する。このAAが事業者について、その申請に基づきAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証する。



I 個人情報保護法に関する事務

○改正個人情報保護法の円滑な施行に向けた取組

- ・ 医療関連分野ガイダンスの公表
- ・ 認定個人情報保護団体の認定等に関する指針の公表
- ・ オプトアウト手続の届出受付
- ・ 改正法の周知・広報のための講演への講師派遣

○改正個人情報保護法に基づく一元的な監督等

- ・ 個人情報保護法に関する相談受付
- ・ 個人データの漏えい等事案の報告受付、指導等の実施
- ・ パーソナルデータの適正かつ効果的な活用

14,309件

個人情報保護法
相談ダイヤル受付
件数

290件

個人データの漏
えい等事案の報
告の受付件数

25件

あっせん

2件

報告徴収

116件

指導・助言

II マイナンバー法に関する事務

- ・ マイナンバー苦情あっせん相談窓口における相談受付
- ・ 特定個人情報の漏えい事案等の報告受付、指導等の実施
- ・ マイナンバー法に基づく立入検査等の実施

552件

マイナンバー苦
情あっせん相談
窓口受付件数

273件

（うち重大な事態3件）

特定個人情報の
漏えい事案等の
報告の受付件数

8件

（行政機関等3件、
地方公共団体3件、
民間事業者2件）

立入検査

137件

指導・助言

IV 広報・啓発

- ・ 個人情報保護法を分かりやすく解説したハンドブック（子ども向け・中小企業向け等）を作成し、ウェブサイトに掲載
- ・ 検査等で把握した事例を基に、各機関においてマイナンバーを適正に取り扱うための参考資料をウェブサイトに掲載

III 国際協力

○個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通を円滑化するための環境整備に向けた取組

- ・ データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議の正式メンバーとして個人情報保護委員会が承認されるとともに、関係機関との協力関係を積極的に構築

米国：APEC越境プライバシールール（CBPR）システム（企業に対しAPEC基準を認証する仕組み）の促進に向けて協力関係を構築

EU：日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築を視野に来年の早い時期を目標に手続を進めることで一致（内閣総理大臣と欧州委員会委員長による共同宣言を発出）

英国：英国のEU離脱後も相互の円滑な個人データ移転が確保されるよう、対話と協力関係の構築に努めることで一致

(参考) 関連条文等

個人情報保護に関する法律 附則 (平成二七年九月九日法律第六五号)

(検討)

第十二条 (略)

- 2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

個人情報保護に関する基本方針

(平成十六年四月二日 閣議決定、平成二十八年十月二十八日一部変更)

8 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

個人情報保護委員会は、改正法附則第12条に基づき、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

VII 継続的な検討課題

1 新たな紛争処理体制の在り方

個人情報等の保護に関連した事案に特化した**紛争処理体制の整備**については、苦情・相談件数の推移、勧告・命令権限の発動件数等の現状に照らし、今後発生する紛争の実態に応じて継続して検討すべき課題とする。

2 いわゆるプロファイリング

多種多量な情報を、分野横断的に活用することによって生まれるイノベーションや、それによる新ビジネスの創出等が期待される中、**プロファイリングの対象範囲、個人の権利利益の侵害を抑止するために必要な対応策等**については、現状の被害実態、民間主導による自主的な取組の有効性及び諸外国の動向を勘案しつつ、継続して検討すべき課題とする。

3 プライバシー影響評価(PIA)

番号法における特定個人情報保護評価の実施状況を踏まえ、事業者に過度な負担とならずに個人情報の適正な取扱いを確保するための実効性ある**プライバシー影響評価の実施方法等**については、継続して検討すべき課題とする。

4 いわゆる名簿屋

個人情報を販売することを業としている事業者（いわゆる名簿屋）等により販売された個人情報が、詐欺等の犯罪行為に利用されていること、不適切な勧誘等による消費者被害を助長するなどしていること及びプライバシー侵害につながり得ることが、社会問題として指摘されている。

このような犯罪行為や消費者被害の発生と被害の拡大を**防止するためにとり得る措置等**については、継続して検討すべき課題とする。



Thank you !

Kuniko Ogawa

ogawa-k5pw@ppc.go.jp

